

令和7年度 第13回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年3月25日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第13回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和8年3月25日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第33号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 令和8年度学校医等の委嘱について（学務課）
- 3 成木小学校通学用バスの空席の活用について（学務課）
- 4 令和8年度青梅市立学校教育課程届出概要について（指導室・教育指導担当）
- 5 令和8年度社会教育事業年間計画について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
- 6 第58回青梅マラソン大会の開催結果について（スポーツ推進課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校施設のあり方審議会（教育総務課）
 - イ 青梅市立学校給食センター運営審議会（学校給食センター）
 - (2) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和7年度第5回青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 令和8年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）
- 2 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）
- 3 青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について（教育総務課）

- 4 青梅市立学校財務事務取扱要綱等の一部改正について（教育総務課）
- 5 青梅市立学校救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定について（学務課）
- 6 青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について（指導室・教育指導担当）
- 7 学校における働き方改革推進プランの改定について（指導室・教育指導担当）
- 8 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（指導室）
- 9 青梅市情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について（教育総務課）
- 10 青梅市立学校情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について（指導室・教育指導担当）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦
	教育委員会委員	原 島 敦 子

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生 涯 学 習 部 長	森 田 利 寿
	教 育 総 務 課 長	榎 戸 智
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	師 岡 寛 也
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	原 島 明
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈 都 子
	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	横 山 竜 太
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後 1 時30分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員 3 名が出席しておりますので、本会議は成立をいたしました。

これより、令和 7 年度第13回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 はじめに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、杉本委員を指名いたします。

次に、令和 8 年 2 月 9 日開催の令和 7 年度第11回定例会および 2 月 19 日開催の第12回臨時会の会議録を机上に配付してございます。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

次に、本日の議事進行につきまして、日程第 3、教育長報告事項の 1、青梅市教育委員会事務委任規則第 3 条にもとづく専決処分（人事案件）の報告について、日程第 4、協議事項の 9、青梅市情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定についてならびに協議事項の10、青梅市立学校情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、につきましては議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

はじめに、委員の皆様から御報告を頂戴したいと存じます。本日、徳長委員からお願いをいたします。

【委員（徳長）】 私は 2 月 27 日に東京都市町村教育委員会連絡協議会の講演会に行かせていただきました。中室牧子さんの講演を聞きました。

3 月 8 日は、児童・生徒表彰式に参加させていただき、五小にいたときの生徒が 2 人いて声をかけていただきました。また、今井小のときの保護者も、お姉さんがいたということで声をかけていただき、とても懐かしい思いをしました。

3 月 19 日は、六中の卒業式に参加しました。六中で一番少ない 4 名の卒業生ということで、1 時間半近くも大丈夫かなと思っていましたらとてもいい式で、本当に子どもたちを大事にした式になっていたので感動いたしました。

また、3 月 21 日は東小・中学校の卒業式に参加しました。最後の 3 年生の卒業生の男の子と女の子が自分たちの入学するいきさつとか、入ってからのことをいろいろ話してくれて、大変な

思いをしてここまで来たのだなというのを知りました。いろいろな人に感謝するという言葉で救われたなと思いました。

それから3月24日、七小の卒業式にも参加しました。こちらも卒業生10名ということで少なかったのですが、6年生の10人の子どもたちと担任の先生のクラスのスローガンが十人十色ということで、とてもいいスローガンだなと感じました。六中にしても七小にしても少人数の学校ですけれど、本当にその少人数の良さを生かしたとても思い出深い卒業式でした。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。原島委員、お願いいたします。

【委員（原島）】 私は3月8日、児童・生徒表彰式に参加させていただきました。実績のある文化、スポーツ、学校生活の基盤となる児童・生徒の表彰ということで、認められる喜び、自信のようなものがすごく表情に表れており、皆さんがこれまでにやってきたことに対して、尊敬の目で見させていただきました。保護者の方々もすごく嬉しそうで、終わった後の交流も非常に印象深かったです。

19日は、私は第七中学校の卒業式に参列させていただきました。やはりこちらも少人数ならではの、成木小から上がってきたお子さんたちが多いう学年だったのですが、多様性を受け入れてくださっていて、その子に合わせた参加の仕方、歌のときになるとみんなの見える別席で見学する生徒の方も2人いて、先生との対話、信頼関係の中でその子に合わせた参加の仕方の模索が感じられて、非常に温かい式だったなというふうに思います。

やはりこの卒業式を迎えるにあたって、特に少人数の学校では自分が主役、隠れようがないというところでの発言や、自分が何かやらなければいけない、埋もれてはられない、そういった責任感みたいなところも子どもたちからすごく感じました。これから市内小中学校の人数が減少していく中で、学校の在り方みたいなものを模索されていると思います。そんな現状で、いろいろな学校の在り方、先生と子どもと何ができるのか、そこを見せていただいたような卒業式で、非常に心が温かくなりました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。杉本委員、お願いいたします。

【委員（杉本）】 私は3月8日の表彰式に参加しまして、その後、3月19日の西中の卒業式、これは前にいた男子生徒たちが涙を流しながらだったというところで、それをずっと見ているうちに胸がきゅんとする良い卒業式だったと思います。

次の3月24日の五小の卒業式ですけど、数人の児童の私語が気になったりするようなことがありましたけれど、式自体はスムーズに落ち着いて実施されました。とても穏やかな卒業式になったと思います。

また、3月8日の表彰式の後に、たまたま津雲邸で郷土博物館の収蔵品を展示する仏像展をやっていました。教育委員会の郷土博物館に収蔵されているものが展示されていたと思うのですが、告知が私たちに来ていなかったと思います。建物もすばらしいし、中に展示されているものも、

国宝や重要文化財、文化財として指定はされてないですけど、レベルの高いものがかかり並んでいたと思います。

1,000点くらいは津雲さんがお持ちで、そのうち重要なものは郷土博物館にあるというふうに伺っており、郷土博物館や美術館が閉じているという、こういうときにでも、市民に展開して見せていただきたい。そういうところをきっかけにまた交流をしていくとか、運営をしている地元の方々と連携して、美術館と博物館と津雲邸のような施設、吉野家住宅も含めてですけど、一つの点ではなくて、線でもなくて、面になっていくような企画をしていくことで、市民とのつながりがもっと深くなっていきますし、もっと告知していくべきことのように思いました。

とても良い展覧会で、地元の人たちはあんなにたくさん動いているのに、全然知らされていないという、あの実態が一番寂しいというか、無駄だなと思いましたので、そういうところをぜひ今後、休んでいる博物館とか美術館のときにこそ、うまく使って、文化面で市民とのつながりを大事にしていきたいということを強く感じました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。周知等については十分留意していきたいと思えます。

私からも何点か申し上げます。お話にもございました児童・生徒表彰式、それから小中学校の卒業式、お忙しい中、御対応いただきましてありがとうございます。おかげさまで無事に終了しております。

私は市内の多摩高校と青梅総合高校の卒業式にも参加をさせていただきました。多くの青梅の子どもたちが通う学校ですけど、学校によっていろいろな特色があるところを感じました。どちらもここで校長先生が異動になると思いますが、引き続き多摩高校、青梅総合高校などとの交流も図っていききたいと思っております。

それから、鉄道公園について申し上げます。3月1日には内覧会が開かれまして、21日にリニューアルオープンしております。非常に施設もきれいになって、これから遠足等で多くの子どもたちに利用していただきたいと思っております。

また、市議会の関係ですけども、予算の審議がある今議会、非常に長い期間でございましたが、明日、最終日を迎えます。後日御報告をさせていただきたいと思っておりますが、当初予算についての審議も終わっておりますので、これから新年度に向けて頑張っていきたいと思っております。

4月からは、一部教育委員会も新体制になりますが、引き続き事務局一体となって取り組んでまいりますので、教育委員の先生方の御指導を引き続きお願いをしたいと存じます。

それでは、次に教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

【教育総務課長（榎戸）】 教育総務課からは教育長交際費に関して御報告申し上げます。

教育長交際費につきましては、今月教育委員会ホームページでの公表および弔慰基準の改正を行いました。はじめに教育委員会ホームページの公表につきましては、教育長交際費の更なる透明性の向上を図り、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とし、公表対象を支

出日、支出内容および金額としております。公表の方法は1か月ごとの支出状況を翌月25日までに教育委員会ホームページに掲載するものとし、公表の期間は公文書の保存期間に合わせ1年といたします。なお、今年度につきましては4月に遡り公表しております。

次に、弔慰基準の一部改正につきましては、葬儀用生花の価格高騰により弔慰基準を超える支出が発生したことに伴い、所要の見直しを行ったものでございます。これまで生花の支出基準を16,500円としていたものを「有り」に改め、その支出額は必要最小限とする文言を加えております。

教育総務課からの報告は以上でございます。

【社会教育課長（平岡）】 社会教育課からは1点報告させていただきます。

前回の定例会で報告をさせていただきました青梅駅前に予定しております新図書館の関係についてですが、賃料等の予算について3月23日に開催されました予算決算委員会で御審議をいただいたところでございます。

質疑につきましては、大変厳しい内容等もございましたけれども、結果的には全委員の賛成を得られたところであります。本件につきましては、今後の定例会において必要に応じて進捗状況等の報告をさせていただく予定であります。

社会教育課からは以上です。

【文化課長（原島）】 先ほど杉本委員からの仏像の件、今回都合で展示についての報告が漏れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。今後は気を付けてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

文化課からは美術館について1点報告をさせていただきます。昨年7月から市役所3階の生涯学習部内に事務室を一時的に移転しておりました美術館管理係につきましては、先日、美術館の改修工事が完了いたしまして、4月1日に美術館に戻ることとなりました。来年度は1年間の通風乾燥期間を設けまして、令和9年度のリニューアルオープンに向けて準備を進めていく予定です。

文化課からは以上です。

【教育長（橋本）】 他よろしいですか。各課からの報告が終わりました。

ただいまの報告に御質疑等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告事項につきまして、順次説明をさせていただきます。

2 令和8年度学校医等の委嘱について（学務課）

【教育長（橋本）】 はじめに、教育長報告事項の2、令和8年度学校医等の委嘱について説明をいたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項2、青梅市立小中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。

報告資料の2を御覧ください。

青梅市立小中学校における学校医等につきましては、学校保健安全法第23条の学校には学校医を、大学以外の学校には学校歯科医および学校薬剤師を置くものとするという規定にもとづき委嘱をしております。

学校医、学校歯科医の職務につきましては、児童生徒の健康診断や保健指導を行うこと、保健委員会に参加し、教員に助言することなどであります。また、学校薬剤師につきましては、教室の照度測定、環境衛生検査等を行うこととなっております。

それでははじめに1、委嘱する学校医、学校歯科医および学校薬剤師についてであります。令和8年度の委嘱者につきましては、資料の別紙を御覧ください。

青梅市立小中学校の学校医32人、学校歯科医29人、学校薬剤師27人に委嘱をいたします。学校ごとに内科医、歯科医および薬剤師をそれぞれ1人ずつ委嘱することを原則としております。ただし、児童数600人を超える第三小学校と新町小学校につきましては、健康診断や相談業務の負担を考慮し、学校医と学校歯科医を2人ずつ委嘱しております。また、児童生徒数の少ない小中学校、小曾木地区、成木地区および東小中学校につきましては、それぞれ小中学校同じ方に委嘱をしております。更に、学校区内に眼科医院のある第一小学校および第二小学校には眼科医を、耳鼻科医院のある藤橋小学校には耳鼻科医の委嘱もしております。

次に2、選任方法であります。学校医は西多摩医師会、学校歯科医は東京都西多摩歯科医師会、薬剤師は青梅市薬剤師会、それぞれ地域を管轄する関連団体に選任を依頼し、推薦を受けた方々に委嘱をしております。

最後に、任期であります。一年度間、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

報告につきましては、以上です。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

3 成木小学校通学用バスの空席の活用について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の3、成木小学校通学用バスの空席の活用について説明をいたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項3、成木小学校通学用バスの空席の活用について御報告申し上げます。

こちらの件につきましては、令和5年度の第14回教育委員会定例会以降、3回の報告をさせていただいており、本日は令和6、7年度の検討状況と令和8年度の運行に関する報告でございます。

はじめに、1の背景でございます。成木小学校通学用バスの空席の活用につきましては、バスの運行において乗車定員に対して、一定数の空席が確認されたことから、保護者から意見等があることも踏まえ、令和6年度から検討をしております。

以降、これまで成木小学校、第七中学校および学務課による三者協議を重ね、実際の利用状況を確認する試験運行を行ってまいりました。

次に、2の試験運行の概要でございます。運行期間につきましては、令和6年10月16日から令和8年3月24日まで試験運行を実施してまいりました。利用方法といたしましては、第七中学校生徒がバス利用登録を行った上で、月ごとに乗車希望日、運行便および降所場所を事前に報告する仕組みといたしました。登録者数と利用実績につきましては、各年度3人ずつで、運行回数219回に対して利用回数は23回、利用者数は延べ28人となりました。

次に、3の三者協議における結論でございます。試験運行の結果から、成木小学校児童の利用に支障がないこと、更に第七中学校生徒による一定の利用の需要があることが確認されました。このことから、令和8年度以降もこの運行形態を継続することが妥当であるとの結論に至りました。

次に、4の今後の運行方針でございます。利用が可能な便につきましては、成木小学校発14時30分、16時45分および17時の3便で設定しております。14時30分の便につきましては毎日運行、ほかの2便につきましては放課後子ども教室および部活動実施日に限定した運行となっております。

乗車場所につきましては、第七中学校前、降車は2か所、第四小学校前および西多摩建設事務所前のバス停付近で設定しております。運行にあたりましては、安全を最優先として引き続き三者協議を定期的実施し、運行上の課題を整理しながら、より効果的な運行を目指してまいります。

なお、裏面に第七中学校生徒利用便のバス運行ルート図を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

報告は以上になります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 このバスはどのぐらいの大きさなのですか。

【学務課長（山田）】 中型バスの規模になっておりまして、45人まで補助席も含めて乗れるもので運行しております。

【委員（徳長）】 そうすると、かなりまだ余っている。

【学務課長（山田）】 今、小学生の利用登録者数が42人となっております、行きの便に関しましては、ある程度席数は埋まっているのですが、帰りは3便ございますので、これを割り返していくと少ない便もありますので、それなりには乗れる状況はございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

【委員（原島）】 質問ではないですが、上がっている声として御報告させていただきます。この数だけ見ると第七中学校の生徒の数の利用は少なめかと思うのですが、部活動の都合ですとか、いろいろな都合で必要な人はちゃんと乗せてもらっていると思います。小学校の一部の声として、小学生のバス乗車のモラルが良くないときなどは先生が随時乗車して指導に当たり、あまりにひ

どいときは運転手さんが一旦バスの運転を止めて、児童の指導に入るというような現状もあったと伝え聞いています。その中で中学生が乗ってくれることによって、小学生の模範となるという声も一部聞いたので、引き続きバスの乗車の観点からも、お手本となる中学生の態度という観点からも、引き続き七中生を乗せる意味は非常にあるかなと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【学務課長（山田）】 ただいま委員がおっしゃられたとおり、小学生のスケジュールに合わせた運行は、中学生の授業時程とマッチングが難しいという側面があるのは、三者協議でもお話を挙げておりました。引き続き、協議を継続いたしまして、可能な限り中学生も利用できるように努めてまいります。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

4 令和8年度青梅市立学校教育課程届出概要について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の4、令和8年度青梅市立学校教育課程届出概要について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和8年度青梅市立学校教育課程届出の概要について説明をさせていただきます。

報告資料4を御覧ください。

はじめに、小学校のものとなっておりますが、かなり小さいので大変申し訳ございません。紙面上では見づらいこともあることから、委員の皆様方には、事前にメールにてデータを送付させていただいているところであります。

まず、表の一番上を御覧ください。

学校名をそれぞれ第一小学校から右側の東小学校まで記載しております。左側を見ていきますと、左側上段には開校記念日、学習発表会、運動会等入っておりますが、今回から運動会の開会式の予定時刻を入れておりますので、訪問のときには、今後一つ目途にしていただければと思うのでよろしくお願ひします。

また、その下には各学校1学期、2学期、3学期のそれぞれ始業式、終業式、修了式の日程を入れてございます。1学期の始業式は小学校が4月6日で全校同日です。こちらは記載ありませんが、入学式は学校によっては午後を実施する学校もございまして、入学式の出席等につきまして何とぞよろしくお願ひいたします。2学期の始業式について9月1日としております。

中段に行きますと、水泳指導などの体育的行事、土曜授業、給食の開始日等続いております。

次に、周年行事と書いておりますが、令和8年度につきましては成木小学校が30周年式典となっております。こちら11月14日が30周年記念の行事となりますので御参加につきましてよろしくお願ひします。

続きまして、次のページになりますが、移動教室となります。特別支援学級5年生、6年生の

移動教室の各日程を記載しております。また、その下になりますが、小中一貫教育の日、また、いじめ防止に関する研修日ということで、本年度3回以上を設定しております。

続きまして、中学校になります。こちらはかなり字が小さくて恐縮ではありますが、見ていただきたいと思っております。内容につきましては小学校とほぼ同様になっております。上に学校名、左側を見ていきますと開校記念日、中学校につきましては、合唱コンクールなどの日程、運動会の日程について記載しております。

また、小学校と同様に始業式、終業式等入っております。土曜授業、生徒会活動、下の段には2年生、3年生の移動教室等が多くなっております。3年生の修学旅行の日程等についても記載をしています。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。11月の成木小の30周年を御予定いただければありがたいなと思っております。よろしいでしょうか。

5 令和8年度社会教育事業年間計画について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の5、令和8年度社会教育事業年間計画について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料の5を御覧いただきたいと思っております。

令和8年度の社会教育事業年間計画についてでございます。左から担当課、実施場所などの区分、そして月ごとに区分した実施時期を記載してございます。主な事業だけ御説明をさせていただきます。

1 ページ目でございます。こちらは、社会教育課生涯学習推進係が担当する事業となっております。まず、1番の生涯学習フェスティバル、釜の淵新緑祭ですが、5月9日、10日、土曜日、日曜日に実施予定で、来月4月7日に最終的な実行委員会を行う予定でございます。

3番のサイエンスキッズ、サイエンスファミリーおよびサイエンスショー、また5番、6番目に記載してございます国際理解講座ですが、公益財団法人青梅佐藤財団との共催で、青少年対象の事業として引き続き開催をしていく予定でございます。

15番目になります。ファミリーコンサートをはじめ、各団の定期演奏会も引き続き実施を予定してまいります。

19番目になります。くみまちコミュニティスペース活用ワークショップですが、株式会社カインズとの包括連携協定により、青梅市における様々な地域課題に対して相互連携および共創活動を推進するため、カインズ青梅店2階に設置されておりますスペースを利用して毎月2回、年間を通じてワークショップを実施する予定でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

こちらのページは、社会教育課の図書館管理係が担当する事業であります。職場体験、各種展示、お話し会、教室・講座・イベント、学校図書館運営支援ということで、こちらも引き続き指定

管理者とともに実施をまいります。

3 ページ目を御覧ください。

6 番目までは郷土博物館、吉川英治記念館、美術館の計画でございます。郷土博物館については、文化財住宅の展示事業を、吉川英治記念館については収蔵資料を中心とした展示やゲームとタイアップしたコーナー展示などの実施を予定しております。美術館については、改修工事が終了しまして、令和8年度1年間は通風乾燥期間を設け、令和9年度の再開に向けて準備を進めてまいります。7番目からは、スポーツ推進課の計画になってございます。7番目、8番目のイベントは、スポーツDAY青梅、奥多摩溪谷駅伝、青梅マラソンなどを引き続き実施してまいります。

なお、3月には新規のイベントとしてeスポーツ大会が実施される予定でございます。9番目以降の教室については、指定管理者の事業も含め、各種スポーツや文化教室を実施してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 美術館の1年間休止の間に、例えば先ほどお話ししたような津雲邸やいろいろなところを使って開催するような予定というのはないですか。1年間ただ空気を調整するという以外には何か事業は考えられていないのでしょうか。

【文化課長（原島）】 今のところ具体的な予定はございませんが、何かしらできるかどうかということも含めまして検討させていただきます。展示とは違いますが、たまぐーセンターで彫刻のワークショップを5月に実施をするということで準備を進めております。

【委員（杉本）】 美術館を使わなくてもできるような内容のものを定期的に打ち出して、市民との連携、それから小中学校に出張授業などいろんな形で展開はできると思いますので、1年間ただただ空気の入れ替えだけで済ませないように、なるべく市民とのつながりをこういうときこそぜひお願いしたいと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員（徳長）】 7番のeスポーツはどのような内容のことをやるのですか。

【スポーツ推進課長（中村）】 いわゆるeスポーツ、これまではスポーツDAY青梅でデジタル技術を活用したコーナーを分けてやっていたのですけれども、今回はeスポーツ単独の事業を計画しております。いわゆるゲームの大会です。対戦型のゲームをメインの種目として計画しております。そのほかにもどなたでも参加しやすいメニューの体験会や交流会も予定しております。たくさんの方が、それぞれ御自身の実績やレベルに応じた体験ができるようなことを企画しているものでございます。

【委員（徳長）】 それは要するによくやっているテレビの中の対戦型のシューティングゲームということになるのですか。それをチームでやったりすることなのですか。

【スポーツ推進課長（中村）】 基本的には個人戦を想定しております。委員おっしゃるとお

り、いわゆる対戦型、ゲームのタイトルが決定はしていませんので、いわゆる格闘系や、個人同士での対戦型のトーナメントのような大会をメインの種目として計画しているところがございます。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいでしょうか。

6 第58回青梅マラソン大会の開催結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の6、第58回青梅マラソン大会の開催結果について説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の第58回青梅マラソン大会の開催結果について、でございます。

報告資料の6を御覧ください。

第58回大会について、実施結果がまとまりましたので御報告させていただきます。

1の開催日時につきましては、令和8年2月15日に開催し、各部門の参加事項は記載のとおりでございます。

3の参加申込者数等につきましては、表のとおり結果となっており、上から4行目、10キロの部、30キロの部を合わせた一般の計の行を御覧ください。

申込者数16,415人、出場者数13,953人、出場率は85%です。完走者数12,938人、完走率は92.73%でありました。

次に、下から2行目、小学生、中学生を合わせたジュニアの計の表を御覧ください。

同じく申込者数466人、出場者数367人、出場率78.76%、完走者数は367人、完走率は100%でありました。ジュニアの部につきまして、インフルエンザ等の影響かと想定しておりますけれども、出場率の減少もございましたけれども、多くの方に参加していただいたと思っております。

次のページを御覧ください。

4の優勝者につきましては30キロの部、10キロの部、ジュニアの部の各部ごと記載のとおりでございます。30キロの男子総合は荒生実慧選手が2年連続の優勝、女子総合は座間栞選手が優勝いたしました。その他の部の優勝者および5の招待選手の成績以降につきましては、参考として後ほど御覧いただければと存じます。大会当日につきましては、教育委員の皆様にはジュニアのスターターおよび表彰式の御参列をいただきまして、大変ありがとうございました。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 ジュニア小学校、中学校での市外からの参加者と市内の参加者の人数は分かれますか。

【教育長（橋本）】 後ほど御報告させていただきます。

【委員（徳長）】 感想なのですが、中学校は市外の方がすごく多く感じています。とても良い

ことで市外での知名度が上がっているのだと思うのですが、その割には市内の参加者が少なく、入賞者もほとんど市外の方ばかりだったので、ちょっと寂しい気がしたので。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

- ア 青梅市立学校施設のあり方審議会（教育総務課）
- イ 青梅市立学校給食センター運営審議会（学校給食センター）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

- ア 令和7年度第5回青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）
- イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の7、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様にはお目通しをいただいております。この際、御質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 令和8年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。

令和8年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、令和8年度青梅市教育委員会の教育施策について御説明申し上げます。

協議資料1を御覧ください。

表中の中段に記載のとおり、令和8年度教育施策の概要および青梅市教育推進プランを掲載しております。

はじめに、5ページを御覧ください。こちらに教育目標を記載しております。平成17年2月3日の改訂以降変更はありません。

次に、6ページを御覧ください。

ここから15ページまでに6つの基本方針を記載しております。こちらの基本方針につきましては、前回2月19日の教育委員会臨時会において御決定いただいた内容であります。

本日は、17ページ以降にあります3、令和8年度青梅市教育委員会の主な教育施策について、基本方針1から6にわたり項目を記載しておりますので、こちらを御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

まず、基本方針ごとの項目であります。基本方針1の下、実線の陰のある四角で囲んであります1、人権教育の推進から始まりまして、26ページの12、市長部局との連携まで、それぞれの項目を示しており、その下にゴシック体太字で項目ごとの施策を記載しております。

施策の合計は134施策であります。各施策のうち、先頭に星印が付いているものは新規事業、ひし形が付いているものは重点または拡充事業を表しております。令和8年度の内訳であります。新規が1件、重点・拡充が45件、合計いたしますと46件であります。

新規事業につきましては、22ページを御覧ください。

中段に星印の付いているeスポーツ大会・交流会の開催の1事業であります。なお、このほかも含めまして、26ページまで記載しております各施策につきましては、教育委員会事務事業点検評価の対象となるものであります。

次に事業内容についてであります。

新規、重点および拡充事業については、27ページから72ページまでに、令和8年度の主な教育施策の事業内容として、各事業の詳細をページごとに個票として記載しております。

一例として、27ページを御覧ください。

表の上段には、該当する基本方針、施策名、推進プランの柱、提言、主管課および事業名を記載しております。その下、中段には事業の目的および事業内容等の詳細を記載しております。また、下段には年度ごとの目標達成の数値化として、目標および事業期間や年度別の仕事量、年度別評価等について記載しております。

事業期間であります。期間が決まっている事業につきましては、各年度を網かけしており、毎年実施する事業については一番右、長期継続の欄に網かけをしております。今後、これら各教育施策の実現に向けて、引き続き努力を重ねていくというものであります。

以降、72ページまで同様に各事業を記載しております。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上で、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 先ほどからまた同じことを言ってしまうんですけど、基本方針の5のところ、3の芸術文化活動の振興や4の文化施設の環境整備について、この評価を見ると100%になっておりますが、どういうことで100%になっているのでしょうか。市民との交流やいろいろなイベントを立ち上げてどういうことが行われたのかという実績が特別なくて100%というのはどういうことなのか分かりません。また、令和8年度の事業としては、たまぐーセンターを使った彫刻、ワークショップ的なものがあるというだけで、これでまた100%になってしまうのではということを感じています。もう少し、形がなくてもできること、お金がなくてもできること、この津雲邸などを見ても、収蔵している展示物を、郷土博物館にあるものを出すだけで十分できるような企画もあるわけですから、内容がもう少し充実したものが市民に提供できて、市民の接するチャンスをもう少し増やすような企画が欲しいなということを期待しています。

【文化課長（原島）】 委員のおっしゃるとおり、確かに美術館も博物館も休館中というところで、収蔵品の活用というのはやはり博物館、美術館としては取り組まなければいけない部分もございいますので、令和8年度に関してはそういう機会をなるべく増やしていけるように努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項でございいますので、お諮りをさせていただきます。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和8年度青梅市教育委員会の教育施策の概要については承認をされました。

2 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。

青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項2、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について御説明申し上げます。

協議資料2を御覧ください。

事務点検評価有識者につきましては、青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱第4項の規定にもとづき2名委嘱しており、任期は2年間とし、毎年1名ずつを委嘱してございます。今年度まで有識者をお務めいただきました浜中茂氏の任期満了に伴い、新たに横山牧人氏を委嘱しようとするものでございます。経歴につきましては、青梅幼稚園の園長先生でございます。また、任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

なお、もう1名の有識者は、参考として資料の下段に記載の川窪公夫氏に引き続きお願いしてまいります。令和8年度の事務点検評価は、この2名の有識者をお願いし、実施していこうとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りをさせていただきます。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱については承認されました。

3 青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。

青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項3、青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

協議資料3を御覧ください。

はじめに、1、改正の理由につきましては、青梅市議会傍聴規則の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、2、改正する規則につきましては、(1)と(2)に記載の規則であります。これらの規則は、青梅市議会傍聴規則の規定を参考にしていることから、当該規則の一部改正を踏まえた改正を行うものであります。

次に、3、改正の内容につきましては、記載のとおり、「外とう」を「コート」に、「えり巻（襟巻）」を「マフラー」に改め、現代に照らした文言の調整を行うものであります。

次に、資料2枚目の新旧対照表を御覧ください。

上段にある第1条による改正として、青梅市教育委員会会議規則におきましては、第32条関係で、中段にある第2条による改正として、青梅市教育委員会傍聴規則におきましては、第8条関係で記載の箇所の調整を行うものであります。

資料1枚目にお戻りください。4の施行期日につきましては、公布の日であります。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則については承認されました。

4 青梅市立学校財務事務取扱要綱等の一部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。

青梅市立学校財務事務取扱要綱等の一部改正について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項4、青梅市立学校財務事務取扱要綱等の一部改正について、御説明申し上げます。

協議資料4を御覧ください。

はじめに、1、改正の理由につきましては、青梅市契約事務規則の一部改正に伴い、請書の徴取および契約書の作成に関する規定を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本件は、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から踏まえ、少額の随意契約の基準額を引き上げる規則改正が本年1月1日に施行されたことに伴い、関係要綱の一部改正を行おうとするもので

あります。

次に、2、改正する要綱等につきましては、(1)の要綱および(2)の要領であります。

次に、3、改正の内容につきましては、(1)にありますとおり、請書の徴取および契約書の作成に関する規定を、その下の表に記載のとおり改めるものであります。

まず、上の青梅市立学校財務事務取扱要綱にあつては、下線部のとおり略称規定を置くほか、1件10万円以下の契約については請書等を省略することができるのとただし書を加えるものであります。

つづいて、下の青梅市立学校財務事務取扱要領にあつては、下線部のとおり、契約書の作成を省略することができる金額を30万円から60万円に引き上げるほか、請書を必ず徴する金額を1万円以上の契約から10万円を超える契約に改めるものであります。

次に、(2)その他所要の規定の整備であります。この関係要綱等は、昭和48年に制定されたもので、文言や実務の流れの一部が従前のままとされている規定が散見されますので、今回の改正に合わせて文言の整理と現行の実務に即した規定に改めるものであります。なお、(1)と(2)の改正内容の詳細につきましては、後ほど、資料2枚目以降の新旧対照表を御確認くださいようお願いいたします。

次に、4、施行期日であります。(1)の3(1)の改正にあつては、令和8年3月25日から実施し、青梅市契約事務規則の一部を改正する規則の施行日である令和8年1月1日に遡って適用いたします。

(2)の3(2)の改正にあつては、令和8年3月25日に実施いたします。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校財務事務取扱要綱等の一部改正については承認されました。

5 青梅市立学校救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。

青梅市立学校救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定について説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、協議事項5、青梅市立学校救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定について、御説明いたします。

説明に先立ちまして、制定に至る経過等について、簡単に御説明申し上げます。

まず、選定療養費とは、病院において通常の保険診療では受けられない特別なサービスを患者が希望する場合に、診療費とは別に支払う特別料金のことであります。

具体例といたしましては、個室や特別な病室を利用する費用や、紹介状なしで大きな病院、病床数が200床以上の病院や大学病院などを受診した際の費用などであります。また、救急で搬送された患者であっても、けがの症状や入院の要否により請求されることもあるものでございます。

これまで、この選定療養費について、学校における傷病等により、市立青梅総合医療センターに救急搬送された児童生徒の保護者が、費用を負担したケースがあることを学校から伺ってまいりました。

また、校長先生方から保護者負担を軽減する制度についても御相談をいただいております。今回、その負担を軽減し、緊急時に学校が保護者の負担を考慮せず、ちゅうちょなく救急要請をできるよう、新しい制度を設けることといたしました。

なお、本制度における用語の定義や補助対象の基準につきましては、全児童生徒が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の基準を一部参考としております。

この災害救済給付制度は、学校の授業中や登下校中等における事故で負傷した際に、保護者に医療費等が支給される仕組みでございます。それでは、協議資料を御覧ください。

はじめに、1、制定の理由でございます。青梅市立小中学校に在籍する児童生徒が、学校の管理下で傷病等を負い、学校長等の要請により救急搬送された際に、医療機関等で診療にかかる選定療養費を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、救急搬送の実施を確保するために制定しようとするものでございます。

次に、2、制定の内容でございます。(1)補助対象者につきましては、学校長の要請で医療機関に救急搬送された児童等の保護者で、学校長以外の要請で搬送された場合も、その必要性を学校長が認めた場合は対象としております。

(2)補助金の交付の対象外となる場合につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条の規定により対象外とされる場合、例えば救急搬送の理由が第三者からの加害行為、交通事故や犯罪行為等であり、損害賠償を請求できる場合などであります。

ただし、スポーツ振興センター災害給付制度では対象とならない、医療費の額は5,000円に満たない、または傷病等の内容が持病や発熱などに起因し、その原因が学校で発生していない場合につきましても、本制度では対象としております。

(3)補助金の額につきましては、補助対象者が医療機関に支払った選定療養費の額としております。

(4)では、補助金の交付申請等の手続や様式等について定めるものであります。

最後に3、実施期日等であります。本日の教育委員会でお認めいただいた後に、市長部局の承認をいただき、令和8年4月1日から実施し、令和11年4月1日にその効力を失うものとしております。

次の3ページ以降の要綱につきましては、後ほどお目通しいただきたく存じます。

説明は以上となります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。市立青梅総合医療センター以外で、選定療養費がかかるような病院は、例えばどこですか。

【学務課長（山田）】 立川の災害医療センターや日野の市立病院、八王子にある大学病院が幾つかあります。西多摩地区においては青梅総合医療センターのみということになっております。

【教育長（橋本）】 総合医療センターは7,700円でしたか。

【学務課長（山田）】 国の決まりで7,700円以上ということになっておりまして、青梅の市立総合医療センターは7,700円でございます。

【教育長（橋本）】 一旦保護者に払っていただいて、その後、市で補助するという形でしたか。

【学務課長（山田）】 一旦お支払いいただいた上で、学校を通じて必要な書類とともに申請をしていただき、補助する仕組みとなっております。

【教育長（橋本）】 分かりました。ほかによろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定については承認されました。

6 青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の6を議題といたします。

青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、協議事項6、青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定にもとづき、学校運営協議会の設置および運営について定めるものです。

1、改正の理由についてであります。学校教育法及び地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部改正に伴い、対象学校の校長が作成する基本的な方針に新たな事項を加えるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

2、改正の内容についてであります。(1)といたしまして、学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置に関することを新たに加えます。

(2)といたしまして、協議会委員の区分に地域学校協働活動推進員を加えます。別紙の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前、表の左側が改正後になります。表の左側、第3条の(6)として、業務量管理・健康確保措置に関することを新たに加えております。これは、後ほど御説明いたします協議事項7の働き方改革推進プランの改定に関連する項目となります。

その下、第7条の(3)に、これまで対象学校の運営に資する活動を行うものであったところに、より具体的な活動を行うものとして、地域学校協働活動推進員を加えております。

3、施行期日についてであります。この規則の施行期日は、令和8年4月1日ですが、第3条第2項および第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行いたします。

以上、大変雑駁であります。説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。特によろしいですか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則については承認されました。

7 学校における働き方改革推進プランの改定について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項7を議題といたします。

学校における働き方改革推進プランの改定について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、協議事項7、学校における働き方改革推進プランの改定について、御説明いたします。

はじめに、改定に至った経験から説明させていただきます。青梅市教育委員会では、平成31年2月に学校における働き方改革推進プランを策定し、これまで教員の働き方改革に取り組んでまいりました。そのような中、少し先ほど触れましたが、国において令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正が行われました。

教育委員会に対して、教員の健康および福祉の確保を図るために、新たに業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられたところであり、新たに業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、青梅市教育委員会といたしましては、すでに策定している学校における働き方改革推進プランの内容の見直しを図り、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるものとして改定したいと考えております。

それでは、協議資料7を御覧ください。

委員の皆様には事前にお目通しをいただいておりますので、今回、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるにあたり、改定した部分を中心に説明をさせていただきます。

はじめに、3ページ、2の計画の期間であります。これまで期間を定めておりませんでした。国の指針に合わせて、目標達成時期と合わせて、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間としております。

次に、3の目標であります。これまで、週あたりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするという目標でありました。こちらを、国が示した指針、市のワーク・ライフ・バランスの目標などを参考に、達成を目指す目標として、次の4つの数値目標を設定いたしました。

(1)時間外在校等時間に関する目標では、ア、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教

員を0%にする。また、イ、年間の時間外在校等時間が360時間を超える教員を0%にするをいたしました。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標では、アの年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。また、イ、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にするをいたしました。

次に、4ページ、4、具体的な取組についてであります。プラン策定から新たに始めた取組などを踏まえて修正を加えております。

次に、6ページ、5、学校における取組の進め方であります。今回から、学校経営方針の中に働き方改革を位置付けることとし、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの承認を得ることとしました。

最後に、7ページ、7、評価および検証の実施についてであります。昨年の令和7年度第2回総合教育会議で少し触れましたが、今後はこの計画の進捗状況や目標の達成状況について、定例の教育委員会と併せて総合教育会議にも報告することとしました。こちら、給特法において新たに義務付けられたものであります。

以上、大変雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 出退勤管理システムというのは、タイムカードみたいなものでしょうか。

【指導室長（宇野）】 はい。

【委員（徳長）】 それを全校でやっているのでしょうか。

【指導室長（宇野）】 はい。タイムカードを全校でやっております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。令和11年度までに行うというのは何か理由があるのでしょうか。

【指導室長（宇野）】 給特法の目標がありまして、教員調整額を10%にするという目標の達成が令和11年度ということで、それに合わせて目標を設定しております。

【教育長（橋本）】 分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、学校における働き方改革推進プランの改定については承認されました。

8 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の8を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、協議事項8、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を

改正する規則について説明いたします。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定にもとづき、青梅市立学校の管理運営に関し必要な事項について定めるものです。

1、改正の理由についてであります。令和8年4月1日施行の東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正を踏まえ、学校に新たな職を置くことを可能とするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

2、改正の内容についてであります。(1)といたしまして、学校に主務教諭を置くことができる規定を加えるほか、主任教諭、主任養護教諭および主任栄養教諭について、資料記載の表のとおり改めるものであります。

(2)といたしまして、主任を置かないことができる規定を、こちらも同じく資料記載の表のとおり改めるものであります。別紙の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前、表の左側が改正後になります。表の左側、第7条の4について、学校に主務教諭を置くことができると規定を改めております。

その下に、第7条の第2項から第7項を新たに加えております。主務教諭の職名を主任教諭、養護を司る主務教諭を主任養護教諭、栄養の管理指導を司る主務教諭を主任栄養教諭とすることとしております。

次に、第7条の5について、主任を置かないことができる規定の中に主務教諭を加えるものとなっております。

資料に戻りまして、3、施行期日についてであります。令和8年4月1日としております。

以上、大変雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。これは、東京ならではのところがありますか。

【指導室長（宇野）】 東京ではすでに主任教諭制度を実施しておりますので、主務教諭が主任教諭に充てられるということで、主務教諭については東京ならではのことでなくて全国のものとなります。

【教育長（橋本）】 今回の主務教諭というのは、もうすでに東京では主任教諭という形で制度化されているということですね。

【指導室長（宇野）】 はい。

【委員（徳長）】 主任教諭が主務教諭になるのではなくて、今までの内容と同じものということですか。東京は主任ですが、主務に変わるということでしょうか。

【指導室長（宇野）】 変わるわけではありません。主務教諭というのを国はつくったものですが、東京都にはもともと主任教諭という役職があるので、主任教諭が主務教諭の仕事をするということなんです。

【委員（杉本）】 少しよく分からないので教えていただきたいのですが、この主幹教諭と主任教諭、それから主務教諭、あと学年主任とかいろいろあるのですが、どのような職務範囲が規定

されているのか、どのような権限があるのかということをご説明いただきたいです。

【指導室長（宇野）】 まず、教員の役職には教諭、主任教諭、主幹教諭、学校管理職となっております。まず主任教諭は教諭を指導助言したり、学年主任を担ったり、そのような役割になります。更に、その上の役職の主幹教諭については、学校で必ず設置をする生活指導主任や教務主任、そういった重要な役職を担うような形です。簡単に言うところのことになります。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきましては承認されました。

日程第5 議案審議

議案第33号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 それでは、次に日程第5、議案審議に移ります。

議案第33号を議題といたします。青梅市スポーツ推進委員の委嘱について説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、議案第33号の青梅市スポーツ推進委員の委嘱についてです。

本件につきましては、スポーツ基本法第3条第1項の規定にもとづき委嘱しています前任のスポーツ推進委員25名が、今年度末をもって任期満了となることから、新たに委嘱するものでございます。

次ページの青梅市スポーツ推進委員名簿を御覧ください。

表の右側の2列が現任の委員25名の氏名および選出の支会でございます。表の左側の2列が新たに委嘱しようとする24名の氏名および選出の支会でございます。現任のうち5名が退任し、4名が新任、1名が欠員となります。網掛けの部分が新任の委員でございます。

表の右側、現任の委員のうち、選出支会、第1支会の上段、荒井早苗委員が退任され、表の左側、同じ第1支会の同じ行、金子知加さんが新任となります。同様に、第4支会になって、現任の原島弘委員が退任され、岩本康男さんが、第6支会において、現任の浅見幸男委員が退任され、富岡誠さんが、第7支会において、現任の野口真吾委員が退任され、山田茂さんがそれぞれ新任となります。また、第5支会においては、現任の金丸典子さんが退任されますが、現時点では当面、欠員となる状況でございます。このほかの20名につきましては、継続となります。なお、表の一番下段の選出支会が、団地の区分になっている2名分につきましては、こちらも欠員の状況となっております。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。特によ

ろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号青梅市スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

【教育長(橋本)】 次に、先ほど協議事項の3、協議事項の6および協議事項の8が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことでもあります。

つきましては、本日の日程に議案第34号青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について、議案第35号青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、議案第36号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第34号から議案第36号までを追加いたします。

議案書を配付いたします。

追加議案 議案審議

議案第34号 青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について

【教育長(橋本)】 それでは、議案第34号を議題といたします。

青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長(榎戸)】 それでは、議案第34号青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項3として御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正についての議案でございます。

内容につきましては、先ほど協議資料3にもとづき、御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決意を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号青梅市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

議案第35号 青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第35号を議題といたします。

青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、議案第35号青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本案につきましては、先ほど協議事項6で御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正についての議案となります。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第35号青梅市学校運営協議会規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

議案第36号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

【教育長（橋本）】 次に、議案第36号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、議案第36号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本案につきましては、先ほど質問事項8で御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正についての議案となります。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第36号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

再 日程第4 協議事項

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告について（教育総務課・指導室）

【教育長（橋本）】 次に、冒頭でお話をいたしましたとおりに議事日程を戻りまして、日程第3、教育長報告事項のうち、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分、人事案件の報告について並びに日程第4、協議事項の9、青梅市情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、および協議事項の10、青梅市立学校情報セキュリティポリシーの改定およびサイバーセキュリティを確保するための方針の策定についてを議題といたします。

教育長報告事項の1は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であり、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

また、協議事項の9および10は、情報セキュリティ対策に係る内容が盛り込まれておりますことから、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

つきましては、教育長報告事項の1、協議事項の9および10を非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定をいたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めるわけですが、本日は今年度最後の教育委員会定例会でございますので、退席する職員は後ほど再入場する予定でございます。あらかじめ御承知おきをお願いしたいと思います。暫時休憩します。

〔 退 席 〕

休憩 午後3時3分

再開 午後3時12分

【非公開】

【公開】

【教育長（橋本）】 ここから会議を公開といたします。

先ほどマラソンの関係で一部保留がございましたので答弁をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 先ほどの青梅マラソン大会のジュニアの部の中学生の市内市外の内訳でございますけれども、エントリーをしていただいたときの所属の内訳になりますが、市内の学校の所属につきましては162人中77人、残り85人が市外の住所あるいは団体等の所属とい

う内訳になってございます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。以上で、予定された関係については全て終了いたしました。

そのほか何かありますか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、今後の予定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。今後の予定は、記載のとおり6件あり、全て新年度に入ってから
の予定となります。

1件目は、新任校長紹介でございます。4月2日の木曜日午前8時45分から、教育委員会会議室
において行います。

2件目は教職員辞令伝達式でございます。1件目の新任校長紹介に続き、午前9時25分から市
役所2階、204～206会議室において開催いたします。

3件目は、中学校入学式でございます。4月7日の火曜日に市内各校で執り行われます。

4件目は、小学校入学式でございます。4月8日の水曜日に市内各校で執り行われます。なお、
小中学校の入学式に関しまして、御参列いただく学校等の御案内はすでに御通知を差し上げてお
りますので、そちらで御確認をお願いいたします。

5件目は、次回の教育委員会定例会でございます。4月17日の金曜日、午後3時から、会場は
こちらの教育委員会会議室において開催いたします。開始時間につきましては、下線を引いてあ
りますとおり、通常と異なりますので御留意願います。

最後に、6件目は教育委員と事務局幹部職員との歓送迎会でございます。次回の定例会終了後、
午後5時30分から記載の会場で開催いたします。

今後の予定につきましては以上でございます。

【教育長（橋本）】 先ほど4月12日、ファミリーコンサートというのがございました。お時間
がありましたら、御案内は差し上げますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会
とさせていただきます。長時間大変お疲れさまでした。

午後4時45分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員